

○大石田町空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱

(平成28年4月1日要綱第22号)

(目的及び交付)

第1条 町長は、大石田町空き家バンク制度要綱（平成28年大石田町要綱第20号。）に定める空き家バンクの登録を促進するため、大石田町補助金等の適正化に関する規則（平成元年大石田町規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で大石田町空き家バンク登録促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク対象物件 空き家バンクに登録されている空き家をいう。
- (2) 所有者 空き家バンクに空き家を登録している者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、現に利用する者がいない空き家バンク対象物件について、登録を促進し利用しやすい環境を整えるために所有者が行う次の事業とする。

- (1) 家財道具の運搬及び処分
- (2) 清掃又は樹木の伐採
- (3) その他、町長が必要と認める事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費又は30,000円のいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とする。

(条件)

第5条 補助金の交付を受けて補助対象事業が行われたことがある空き家バンク対象物件は、再び補助金の交付を受けることはできない。

(交付申請)

第6条 所有者は、補助金の交付を受けようとするときは、大石田町空き家バンク登録促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、あらかじめ町長に申請するものとする。

(1) 補助対象事業に係る現況の写真

(2) 補助対象事業の金額を確認できる書類

(軽微な変更等)

第7条 規則第7条第1項第1号イに定める軽微な変更は、規則第6条の規定により決定した補助金の額の増額以外の変更とする。

(申請の変更等)

第8条 規則第6条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該決定を受けた後に申請の内容を変更し、又は申請を取り下げるときは、大石田町空き家バンク登録促進事業補助金事業変更(取下げ)承認申請書(様式第2号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を承認したときは、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに大石田町空き家バンク登録促進事業補助金補助金等実績報告書(様式第3号)に次の書類を添付して、町長に提出するものとする。

(1) 補助対象事業の実施状況が確認できる写真

(2) 領収書の写し

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、規則第15条の規定により額の確定を受けたときは、速やかに大石田町空き家バンク登録促進事業補助金請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。